

青森県報

第三千三百二十五号

平成二十二年
十二月八日
(水曜日)

目次

告 示

- 青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱……………(環境政策課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……三
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……三

出先機関

- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域(県民局)) ……四

告 示

青森県告示第八百二十二号

青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成二十二年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱(平成二年九月青森県告示

第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四中「製造業者」を「製造者」に、「輸入業者」を「輸入者」に、「販売業者」

を「販売者」に改める。

第五第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「農薬」の下に「又は法第二条第一項ただし書に規定する特定農薬」を加える。

第六第一号中「第十二条の四第一項」を「第十二条の二第一項」に改める。第十を削る。

第十一中「第十の規定により防除業者に」を削り、「当該防除業者」を「当該委託先」に改め、第十一を第十とし、第十二を第十一とし、第十三を第十二とし、第十四を第十三とし、第十五を第十四とし、第十六を第十五とし、第十七を第十六とし、第十八を第十七とし、第十九を第十八とし、第二十を第十九とし、第二十一を第二十七とする。

別表を次のように改める。

別表(第十四関係)

ゴルフ場の排水口における排水の指針値

農 薬 名	(単位リットルにつきミリグラム)
(殺虫剤)	
アセタミプリド	一・八
アセフェート	〇・〇六三
イソキサチオン	〇・〇八
イミダクロプリド	一・五
エトフェンプロックス	〇・八二
クロチアニジン	二・五
クロルピリホス	〇・〇二
ダイアジノン	〇・〇五
チアメトキサム	〇・四七
チオジカルブ	〇・八
テブフェノジド	〇・四二
トリクロルホン (DEP)	〇・〇五
ピリダフェンチオン	〇・〇二
フェントロチオン (MEP)	〇・〇三
ベルメトリン	一

ペンシルタツブ (殺菌剤)	○・九
アヅキシストロビン	四・七
イソプロチオラン	二・六
イプロジオン	三
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイ ミノクタジン酢酸塩	○・〇六(イミノクタジンとして)
エトリジアゾール(エクロメゾール)	○・〇四
オキシシン銅(有機銅)	○・四
キャブタン	三
クロロタロニル(TPN)	○・四
クロロネブ	○・五
ジフェノコナゾール	○・三
シプロコナゾール	○・三
シメコナゾール	○・三三
チウラム(チラム)	○・二
チオファネートメチル	三
チフルザミド	○・五
テトラコナゾール	○・一
テブコナゾール	○・七七
トリフルミゾール	○・五
トルクロホスメチル	二
バリダマイシン	一一
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサ ゾール)	一
フルトラニル	二・三
プロピコナゾール	○・五
ペノミル	○・二
ペンシクロン	一・四
ボスカリド	一・一
ホセチル	三三
ポリカーバメート	○・三
メタラキシル及びメタラキシルM	○・五八(メタラキシルとして)

メプロニル (除草剤)	一
アシユラム	二
エトキシスルフロ ン	一
オキサジアルギル	○・二
オキサジクロメホン	○・二四
カフェンストロール	○・〇七
シクロスルファミロン	○・八
ジチオピル	○・〇九五
シデュロン	三
シマジン(CAT)	○・〇三
テルブカルブ(MBPMC)	○・二
トリクロピル	○・〇六
ナプロバミド	○・三
ハロスルフロ ンメチル	二・六
ピリブチカルブ	○・二三
ブタミホス	○・二
フラザスルフロ ン	○・三
プロピザミド	○・五
ペンスリド(SAP)	一
ペンディメタリン	一
ベンフルラリン(ベスロジン)	○・八
メコプロップカリウム塩(MCPPPカ リウム塩)、メコプロップジメチルア ミン塩(MCPPPジメチルアミン塩)、 メコプロップピソプロピルアミン塩 及びメコプロップカリウム塩	○・四七(メコプロップとして)
MCPAイソプロピルアミン塩及びM CPAナトリウム塩 (植物成長調整剤)	○・〇五(MCPAとして)
トリネキサパックエチル	○・一五

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十三年一

月一日から施行する。

青森県告示第八百二十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定期間
名称	名称	所在地	年月日
社会福祉法人拓心会	共同生活介護	メゾネット・コパント	平成三三・三・一
五所川原市大字水野尾字縣樋二二二の三		五所川原市字布屋町九の三	

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	鯨ヶ沢蟹田線	つがる市木造孤槌三好野一五の二九から	つがる市木造大湯町清水八八の二二まで	前	四一・五〇メートルから	二、四二八・八〇メートル	
			つがる市木造孤槌三好野一五の二九から	つがる市木造大湯町清水八八の二二まで	前	二一・三〇メートルから	二、六七四・〇〇メートル	
			つがる市木造柴田金森一〇九の一から	つがる市木造柴田弥生田五の四まで	前	二六・七〇メートルから	九九五・一〇メートル	
			つがる市森田町下相野野田二七四から	つがる市木造柴田弥生田八〇の一まで	前	五五・九〇メートルから	一、一九九・五〇メートル	
2	県道	桑野木田南広森線			後	五五・八〇メートルから	一、一九九・五〇メートル	

特定非営利活動法人介護士ステーション八甲	青森市大字三内字沢部二一九の二	居宅介護・重度訪問介護	特定非営利活動法人介護士ステーション八甲	青森市大字三内字沢部二一九の二	"
----------------------	-----------------	-------------	----------------------	-----------------	---

青森県告示第八百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年一月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年十二月八日

西北地域県民局長 小野 徳 昭

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	増田 教正	つがる市木造藤岡三〇の七九	平成三三・二・三就任
"	福島 弘芳	" 林阿曾沼四六	"
"	佐藤 昭三	森田町大館千歳一一三三の一	"
"	成田 清繁	稲垣町沼崎泉水五九の一九	"
"	藤田 隆一	" 豊川藤見山二〇	"
"	葛西 一郎	木造豊田網代四一の一	"
"	秋田谷要藏	下車力町盛野二九	"
"	坂本 久夫	木造吹原若草二一	"
"	工藤 眞	" 丸山竹鼻二〇	"
"	長谷川孝悦	" 下福原中吉谷八六の一	"
"	木村 博昭	" 兼館白銀二八の一	"
"	盛 貢	" 福原妻元七三の二	三三・二・二退任
"	古坂 英	柏上古川花森三九	"
"	中野 撃司	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米元二一四	"
"	福島 弘芳	つがる市木造林阿曾沼四六	"
"	佐藤 昭三	森田町大館千歳一一三三の一	"
"	増田 教正	木造藤岡三〇の七九	"

"	成田 清繁	稲垣町沼崎泉水五九の一九	"
"	藤田 隆一	" 豊川藤見山二〇	"
"	葛西 一郎	木造豊田網代四一の一	"
"	傳法谷謙一	" 出野里船川二の一	"
"	秋田谷要藏	下車力町盛野二九	"
"	中村 鉄則	木造平滝宝滝六七の三	"
"	坂本 久夫	吹原若草二一	"

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭